

生活福祉資金貸付条件一覧

資金種類			貸付条件						
			対象世帯		貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期間	貸付利子
総合支援資金	生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用 (例: 次の就職先が決まるまでの生活費)	◆低所得者世帯 ※失業者等により生計維持が困難になり、生活再建のために資金の借入れと継続的な相談支援を必要とする世帯	(単身)月15万円 (2人以上)月20万円		原則3ヶ月以内 最長12ヶ月	最終貸付日から6ヶ月以内		連帯保証人あり: 無利子
	住宅入居費	住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用		40万円		一括	貸付けの日(生活支援費とあわせて貸付けている場合は、最終貸付日)から6ヶ月以内	据置期間経過後 10年以内	連帯保証人なし: 年1.5%
	一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用(例: 滞納を解消しなければ日常生活に著しく困難が生じる場合の滞納分家賃、公共料金)		60万円		一括または分割			
福祉資金	福祉費	生業を営むために必要な経費	◆低所得者世帯 ◆障害者世帯 ◆高齢者世帯	460万円		一括または分割	貸付けの日(分割による交付の場合には、最終貸付日)から6ヶ月以内	据置期間経過後 10年以内	連帯保証人あり: 無利子 連帯保証人なし: 年1.5%
		技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	◆低所得者世帯 ◆障害者世帯	技能を習得する期間が ①6ヶ月程度 130万円 ②1年程度 220万円 ③2年程度 400万円 ④3年程度 580万円				据置期間経過後 ① 8年以内 ②10年以内 ③12年以内 ④15年以内	
		住宅の増改築、補修、保全等に必要な経費	◆低所得者世帯 ◆障害者世帯 ◆高齢者世帯	250万円(原則)				据置期間経過後 7年以内(原則)	
		福祉用具等の購入に必要な経費	◆障害者世帯 ◆高齢者世帯	170万円				据置期間経過後 8年以内	
		障害者用自動車の購入に必要な経費	◆障害者世帯	250万円				据置期間経過後 8年以内	
		負傷または疾病の療養に必要な経費及びその期間中の生計維持に必要な経費	◆低所得者世帯 ◆高齢者世帯	療養期間が ・1年以内 170万円 ・1年6ヶ月以内 230万円				据置期間経過後 8年以内	
		介護サービス、障害福祉サービス等を受けるために必要な経費	◆障害者世帯 ◆高齢者世帯	サービス等受給期間が ・1年以内 170万円 ・1年6ヶ月以内 230万円				据置期間経過後 8年以内	
		災害を受けたことにより臨時に必要なとなる経費	◆低所得者世帯 ◆障害者世帯 ◆高齢者世帯	150万円(原則)				据置期間経過後 7年以内(原則)	
		冠婚葬祭に必要な経費						据置期間経過後 3年以内(原則)	
		住宅の移転費、給排水設備、電器冷暖房設備等に必要な経費 (例: エアコンの購入及び設置費)	◆低所得者世帯 ◆障害者世帯 ◆高齢者世帯	50万円					
		就職、技能習得等の支度に必要な経費 その他、日常生活上一時的に必要な経費 (例: 修学旅行費用、帰省費用)							
教育支援資金	教育支援費	高校や大学、短大、専門学校等に就学するのに必要な経費	◆低所得者世帯	(高校)月3.5万円 (高専・専修学校)月6万円 ※高等課程は月3.5万円 (短大)月6万円 (大学)月6.5万円 ※必要に応じ、貸付限度額を1.5倍まで増額することができます	就学期間	卒業後6ヶ月以内	据置期間経過後 10年以内	無利子	
	就学支度費	高校や大学、短大、専門学校等への入学に際し必要な経費	◆低所得者世帯	50万円	一括				
型生活資金	不動産担保型生活資金	低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保して生活資金を貸付ける資金	●低所得の高齢者世帯	土地の評価額の7割(月30万円)以内	借受人が死亡するまでの期間または貸付元利金 が貸付限度額に達するまでの期間	契約の終了後3ヶ月以内	据置期間終了時	年3%、または長期プライムレートのいずれか低い利率	
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸付ける資金	●福祉事務所が要保護と認めた 高齢者世帯	・土地建物評価額の7割(集合住宅は5割を標準) ・貸付基本額の範囲内(生活扶助額の1.5倍以内)					

※ひとり親世帯は、母子父子寡婦福祉資金貸付を優先するため、お住まいの地域を管轄する福祉事務所等にお問い合わせください。※生活保護受給世帯は、借入申込に際し、福祉事務所長の意見書が必要となるため、はじめに生活保護の担当ケースワーカーに相談してください。
※借入申込に際し、住民票、所得証明書等の各種書類の提出が必要となります。※教育支援資金(教育支援費)は、日本学生支援機構の給付型及び第一種奨学金を優先します。※借入相談は、お住まいの地域の民生委員または市町の社会福祉協議会(社協)へ。(申込窓口はお住まいの市町の社協)